

別表第2（第2関係）

農業機械化補助金事業

1 個人利用

(3) 新規就農者が導入する各種農業機械

事業の概要	補助要件	対象経費	補助率等
<p>認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。以下この表及び別表第3において同じ。）又は農業経営を開始した日（農地の所有権若しくは利用権を有した日、主要な農業機械等を取得した日、農業に係る取引を開始した日又は市長が適当と認める日のいずれか早い日をいう。）から5年以内の新規就農者（以下この表において「新規就農者」という。）が営農に向け、各種農業機械を導入することにより、新規就農時の環境を整え、営農の定着を促進する事業</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たす事業</p> <p>(1) 市内に住所を有する農業者（10アール以上の農地の所有権又は利用権を有し、又は有する見込があり、かつ、当該農地で農業を営む者又は当該農地で農業を営む世帯に属する者に限る。）が市内での営農を目的に導入する機械であること。</p> <p>(2) 認定新規就農者又は新規就農者であつて、65歳未満の者であること。ただし、菌茸の単一経営者を除く。</p> <p>(3) 受益面積が10アール以上又は受益面積が10アール以上となる見込みであること。</p> <p>(4) 新品の農業機械の導入費が1台当たり10万円以上であること。</p> <p>(5) 中古の農業機械の導入にあつては、残存耐用年数が2年以上あり、かつ、当該農業機械の導入費が</p>	<p>各種農業機械導入費</p>	<p>認定新規就農者が行う事業にあつては10分の5以内とし、認定新規就農者に該当する期間を通算して、80万円を限度とし、新規就農者が行う事業にあつては10分の3以内とし、補助金額は1回につき30万円を、補助の回数は1回までを限度とする。</p>

	<p>1台あたり10万円以上であること。</p> <p>(6) 同一の農業経営体に、既に補助金の交付の対象となった者（申請中の者を含む。）がないこと。</p> <p>(7) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の規定による経営発展支援事業及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の規定による世代交代・初期投資促進事業の交付を受けておらず、今後もし受けないこと。</p>	
--	---	--